

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

1 概要

一方または双方が性的少数者（※1）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができる。

「届出受理証明書」や「届出受理証明カード」で行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくするもの。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではないが、性的指向（※2）や性自認（※3）に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減に繋がり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できる。

※1 性的少数者…性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。

※2 性的指向…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかを示す概念

※3 性自認…自分の性別をどのように認識しているのか等を示す概念

2 スケジュール案

10月 男女共同参画推進審議会へ諮問

11月 パブリック・コメントの実施
議会へ報告

12月 制度の決定

1月 制度開始

3 対象

◆ パートナーシップ

届出をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要がある。

1 成人に達していること

2 和光市に住所があること

または、3か月以内に和光市に転入を予定していること

3 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう）ではないこと（養子縁組をしている場合を除く。）

4 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと

5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

◆ ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子どもや親等を家族として届け出ることができる。

4 手続き方法

① 届出を希望する届出日時を予約

② パートナーシップ・ファミリーシップの届出

※ 予約した日時に、届出をする二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式1）を必要書類と併せて市へ提出する。

③ 届出書類の審査・受理証明書等の交付

※ 市は、提出書類を基に、要件が満たされているか確認し、「受理証明書（様式2）」及び「受理証明カード（様式3）」を交付する。

④ 転入者への受付票の交付

※ 届出者の双方又は一方が市外に居住していて、市に転入を予定している場合には、届出者に受付票（様式4）を交付する。

転入後に「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式6）」を市へ提出していただき、その後、受理証明書等を交付する。

⑤ 受理証明書等の再交付

※ 届出受理証明書や届出受理証明カードの紛失や破損により、再交付を希望する場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式5）」を市へ提出し、市はその申請に基づき、再交付する。

⑥ 届出内容の変更

※ 届出内容に変更があった場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式6）」に必要書類を添付し、市へ提出する。その後、市は、新しい受理証明書等を交付する。

変更の例：・パートナーシップ・ファミリーシップ対象者の氏名・通称を変更するとき

・届出した住所から転居したとき

・ファミリーシップ対象者を追加・削除するとき

⑦ 受理証明書等の返還

※ 届出者は、以下のいずれかに該当する場合は、「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式7）」を提出し、届出受理証明書と届出受理証明カードをご返還する。

・パートナーシップを解消したとき

- ・届出者の一方又は双方が転出したとき
- ・届出者の一方が死亡したとき
- ・届出者の一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき
- ・届出の要件を満たさなくなったとき

⑧ 無効となる届出

※ 以下のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を無効とする。
無効となった受理証明書等は市にご返還する。なお、無効となった受理証明書の交付番号は、公表する場合がある。

- ・届出者の一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・届出書等の内容に虚偽があったとき
- ・届出要件を満たさないとき
- ・（転入予定として届出をした後）「届出内容変更届」を提出しないとき

5 届出に必要なもの

① 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

※ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し

③ 婚姻をしていないことが確認できる書類

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または独身証明書（本籍地市町村から取得）

※ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し

④ 本人確認書類

⑤ 通称を希望する場合、通称を使用していることが確認できるもの

⑥ 同居していない子や親等をファミリーシップ対象者として届出する場合、生計を同じくしていることが確認できるもの

6 行政サービス等

各所管課へ照会し、順次、設定していく。

※ 他自治体の例

- ・市営住宅への入居
- ・税証明の発行に関し、配偶者及び親族と同等の扱い

※ 民間サービスの例

- ・携帯電話会社の家族割引
- ・クレジットカード会社の家族カード
- ・生命保険の死亡保険金受け取り
- ・住宅ローン
- ・航空会社のマイレージの共有

(表面)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

年 月 日

(宛先) 和光市長

私たちは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行います。なお、この届出に必要な範囲で、市長が私たちの公簿等の確認をすることに同意します。

	届出者	
フリガナ 氏 名 (通称) ※ 1	()	()
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

	ファミリーシップ対象者 ※ 2	
フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 1 通称は、使用を希望する方のみ記入してください。なお、通称の使用を希望する場合は、当該通称を社会生活上使用していることが客観的に明らかであると確認できる資料の提出をお願いします。

※ 2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記載することができます。

(裏面)

届出にあたり、次に掲げる事項について 必ずお二人で確認してください。

確認事項 (内容に承知いただいた場合は「レ」を付してください。)		
関係性	パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する者であること。 (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人であって、当該二人のうち一方又はの性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないものである二人の関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップを形成する二人のうち一方又は双方と生計を一にする子(養子を含む。)又は親(養親を含む。)その他市長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。	☐
年齢要件	パートナーシップを形成する二人が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。	☐
住所等要件	届出をする日において、パートナーシップを形成する二人が市内に住所を有していること(届出日後3月以内に市内への転入を予定している場合を含む。)	☐
近親者等の確認	パートナーシップを形成する二人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。	☐
配偶者等の有無	パートナーシップを形成する二人に配偶者(婚姻を届け出ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は配偶者に類する者のいずれも存しないこと。	☐
この制度は、法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知すること。		☐

遵守事項 (内容をご理解いただいた場合は「レ」を付してください。)		
証明書等の再交付	破損、紛失等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書を提出すること。 また、受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を市長へ返還すること。	☐
証明書等の返還	パートナーシップ、ファミリーシップの解消、死亡、または届出要件を満たさなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、返還すること。	☐
証明書等の無効	パートナーシップ、ファミリーシップを形成する意思がないとき、届出書等の内容に虚偽があったとき、届出の対象者の規定に反するとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)及びその他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が受理証明書等を無効としたときは、当該受理証明書等を返還しなければならないこと。	☐
届出内容の変更	届出内容に変更があったときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届を提出すること。	☐

様式第 2 号（第 5 条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号
年 月 日

和光市長 印

和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

	届出者	
氏 名（通称）	様（ ）	様（ ）
生年月日	年 月 日	年 月 日

	ファミリーシップ対象者	
氏 名	様	様
生年月日	年 月 日	年 月 日

様式第 3 号（第 5 条関係）

表面

（自由記入） 私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。 （許可しない項目があれば、×を付けてください。） 【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】 【緊急連絡先】 【特記欄】 自筆署名 署名年月日 _____	
---	--

裏面

第 号 年 月 日 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード 和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、 年 月 日に届出を受理したことを証明します。 （本人） (パートナー) 様 様 年 月 日生 年 月 日生 ----- ファミリーシップ対象者 様 様 年 月 日生 年 月 日生	この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。 受理証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 この制度を利用する方の性の在り方（性自認、性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。 和光市長 ----- 戸籍上の氏名（※通称使用の場合） （本人） (パートナー) 様 様
---	---

様式第4号（第5条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票

（届出者）

氏名（通称）	様	氏名（通称）	様
住所		住所	
電話番号		電話番号	

以下のとおり、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づく届出を受け付けたことを証明します

受付年月日	年 月 日
受付印	

【本票の有効期限： 年 月 日】

- 1 届出の際に和光市に転入していなかった方が転入したときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届を上記期限までに提出ください。
- 2 上記有効期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書類を届出者の住所へお返しします。
- 3 上記有効期限の経過又は受理証明書の交付をもって、本票は効力を失います。

様式第 5 号（第 6 条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書

年 月 日

（宛先）和光市長

届出者 氏 名
（通称 ）
住 所
電話番号

和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、
次のとおり申請します。

交付番号	第 号
再交付を必要とする理由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他（ ）
再交付を必要とするもの	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書 ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

様式第 6 号（第 7 条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届

年 月 日

（宛先）和光市長

届出者 氏 名 氏 名
 （通称 ） （通称 ）
 住 所 住 所
 電話番号 電話番号

和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり届け出ます。なお、この届出に必要な範囲で、市長が私たちの公簿等の確認をすることに同意します。

交付番号			
届出年月日			
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
届出者	フリガナ 氏名		
	通称		
	住所		
	電話番号		
ファミリーシッ プ対象者	フリガナ 氏名		
	生年月日		
	住所		

様式第 7 号（第 8 条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届

年 月 日

（宛先）和光市長

届出者 氏 名
（通称名 ）
住 所
電話番号

和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり届け出ます。

返還理由

- ☐ パートナーシップを解消したため
- ☐ 届出者の一方が死亡したため
- ☐ 届出者の一方が受理証明書等の返還を希望したため
- ☐ 和光市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったため
（ ）

和光市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 制度(案)

始めました



和光市男女共同参画推進係わこうさん

和光市では、性別にとらわれず、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、令和5年1月10日から「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

一方または双方が性的少数者(※1)であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向(※2)や性自認(※3)に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減に繋がり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できます。

対象となる方

◆ パートナーシップ

- ① 成人に達していること
- ② 和光市に住所があること
- または、3か月以内に和光市に転入を予定していること

- ③ 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう)ではないこと(養子縁組を除く。)
- ④ 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと
- ⑤ 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

◆ ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子どもや親等を家族として届け出ることができる。

※1 性的少数者…性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。

※2 性的指向…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかを示す概念

※3 性自認…自分の性別をどのように認識しているのか等を示す概念

手続き方法

- ① 届出を希望する日の一週間前までに届出日時を予約
- ② パートナーシップ・ファミリーシップの届出
※ 予約した日時に、届出をする二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を必要書類と併せて市へ提出する。
- ③ 届出書類の審査・受理証明書等の交付
※ 市は、提出書類を基に、要件が満たされているか確認し、「受理証明書」及び「受理証明カード」を交付する。

届出に必要なもの

- ① 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※ ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し
- ③ 婚姻をしていないことが確認できる書類
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または独身証明書（本籍地市町村から取得）
※ ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し
- ④ 本人確認書類

※詳しくは、
市ホームページを
ご覧ください。

QR コード

市民・事業者のみなさまへ

本制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を通じて市民・事業者のみなさまのご理解・ご協力を得ながら、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指していきます。

受けられるメリットは、民間サービスの例として、生命保険の受け取り、携帯電話会社の家族割引などがあります。

なお、この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。

お問合せ（予約先・来庁時の窓口）

和光市 総務人権課 庶務・人権担当（和光市役所3階）

TEL: 048 - 424 - 9094 E-mail: a0400@city.wako.lg.jp

〈受付時間〉

祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで